

【調査の概要】

1 調査の目的

漁業経営統計調査は、海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進のための資料を整備することを目的としている。

2 調査の根拠

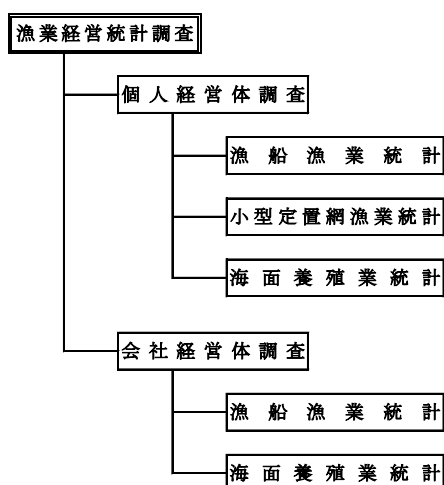
本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター）を通じて実施した。

4 調査の体系

本調査の体系は、次のとおりである。



5 調査の対象

本調査は、2018年漁業センサス結果に基づく漁業経営体のうち、次の経営体を対象とした。

- (1) 個人経営体調査は、全国の漁業経営体のうち、個人で海面漁業を営む専業又は第1種兼業（注）の経営体を調査の対象とし、次のとおり分類した。

ア 漁船漁業

海面において主として動力漁船を用いて漁船漁業を営む経営体

なお、使用動力漁船の合計トン数により、3トン未満、3～5トン、5～10トン、10～20トン、20～30トン、30～50トン、50～100トン、100～200トン及び200トン以上の9階層に区分した。

イ 小型定置網漁業

海面において主として小型定置網漁業を営む経営体

ウ 海面養殖業

主として対象水産物（ぶり類、まだい、ほたてがい、かき類、のり類）の海面養殖業を営む経営体

注： 第1種兼業とは、個人経営体として、過去1年間の収入が自家漁業以外からもあり、かつ、自家漁業からの収入が自家漁業以外からの収入よりも大きかった場合をいう。

- (2) 会社経営体調査は、全国の漁業経営体のうち、会社（会社法（平成17年法律第86号）に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）であり海面漁業を営む経営体を対象とし、次のとおり分類した。

ア 漁船漁業

海面において主として漁船漁業を営むもので、かつ、使用する動力漁船の合計トン数が10トン以上の経営体

なお、使用動力漁船の合計トン数により、10～20トン未満、20～50トン、50～100トン、100～200トン、200～500トン、500～1,000トン、1,000～3,000トン及び3,000トン以上の8階層に区分した。

イ 海面養殖業

主として対象水産物（ぶり類及びまだい）の海面養殖業を営む経営体

6 調査期間

- (1) 個人経営体調査

調査期間は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間である。

- (2) 会社経営体調査

調査期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に到来した決算日前1年間である。

7 調査事項

- (1) 個人経営体調査

ア 経営主の年齢に関する事項

イ 基幹的漁業従事者の年齢に関する事項

ウ 家族員数に関する事項

エ 漁業操業状況に関する事項

オ 財産及び損益に関する事項

- (2) 会社経営体調査

ア 漁業操業状況に関する事項

イ 使用漁船に関する事項

ウ 財産に関する事項

エ 漁業投下固定資本に関する事項

オ 損益に関する事項

8 調査方法

調査は、農林水産省一地方農政局等（注）一報告者の実施系統で実施した。

職員又は統計調査員が調査対象経営体に「個人経営体調査票」又は「会社経営体調査票」を配布し、調査対象経営体が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収した。

ただし、郵送又はオンラインにより調査票を回収できない場合には、職員又は統

計調査員による回収、調査対象経営体に対する面接又は電話聞き取りにより行った。

注： 「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。）をいう。

9 調査対象経営体数（標本の大きさ）

(1) 個人経営体調査

漁船漁業	253 経営体（集計対象経営体数：249 経営体）
小型定置網漁業	70 経営体（集計対象経営体数：68 経営体）
ぶり類養殖業	15 経営体（集計対象経営体数：15 経営体）
まだい養殖業	15 経営体（集計対象経営体数：15 経営体）
ほたてがい養殖業	24 経営体（集計対象経営体数：23 経営体）
かき類養殖業	53 経営体（集計対象経営体数：53 経営体）
のり類養殖業	23 経営体（集計対象経営体数：23 経営体）

(2) 会社経営体調査

漁船漁業	160 経営体（集計対象経営体数：152 経営体）
ぶり類養殖業	15 経営体（集計対象経営体数：15 経営体）
まだい養殖業	15 経営体（集計対象経営体数：15 経営体）

注： 集計対象経営体数は、調査対象経営体から調査期間中に漁業種類を変更した調査対象経営体及び廃業等により調査中止となった調査対象経営体を除外した。

10 集計方法

本調査は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課において集計した。

集計対象経営体ごとにウエイトを定め、集計対象とする区分ごとに加重平均法を用いて次の式により算出した。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i \times x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

\bar{x} : 集計対象とする区分の経営体又は漁労体についての x 項目の平均値の推定値

x_i : 集計対象とする区分の i 番目の集計対象経営体の x 項目についての調査結果

w_i : 集計対象とする区分の i 番目の集計対象経営体のウエイト

n : 集計対象とする区分の集計対象経営体数

ウエイトは、次により算出した標本抽出率の逆数とし、全国の経営体階層別に区分した階層ごとに算出した。

$$\text{標本抽出率} = \frac{\text{当該階層から抽出した集計対象経営体数}}{\text{2018年漁業センサス結果における当該階層の大きさ（経営体数）}}$$

11 実績精度

全国の1経営体当たりの漁労収入(漁労売上高)を指標とした実績精度を標準誤差率(標準誤差の推計値÷対象項目の推計値×100)により示すと次のとおりである。

なお、経営体階層別については、集計対象経営体数が少ないため、相当程度の誤差を含んだ値となっており、結果の利用に当たっては、留意されたい。

(1) 個人経営体調査

漁船漁業	6.7%
小型定置網漁業	12.7%
ぶり類養殖業	17.0%
まだい養殖業	15.0%
ほたてがい養殖業	18.2%
かき類養殖業	11.1%
のり類養殖業	10.0%

(2) 会社経営体調査

漁船漁業	5.0%
ぶり類養殖業	18.7%
まだい養殖業	25.7%

12 用語の解説等

(1) 個人経営体調査

ア 養殖施設面積、収穫量及び養殖業生産物収入のうち主とする養殖業の収入には、各養殖業の当該養殖業種のみ養殖施設面積、収穫量、収入(例えば、ぶり類養殖業の場合はぶり類の生産物収入のみ)を計上している。

イ 漁労収入とは、調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲物、収穫物の販売収入、現物処理(自家消費、物々交換等を行った漁獲物及び収穫物)の評価額である。

なお、現物処理の評価は、調査地における市場卸売価格による。

また、養殖業生産物収入には、調査対象経営体が営んだ全ての養殖業の生産物収入を含めている。

ウ 漁労外事業収入とは、調査期間1年間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入も含んでいる。

エ 漁労支出とは、調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲、養殖生産物の育成、収穫、販売等に要した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計とした。

オ 漁労外事業支出とは、調査期間1年間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業に要した費用のほか、漁業用生産手段の一時的賃借料等に係る経費も含んでいる。

カ 制度受取金等(漁業)とは、漁業に関わる保険金の受取金、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づき支払われた共済金の受取金、各種の損害補償金、補助・助成金等である。

キ 経営の概要及び分析指標の算出方法は、次のとおりである。

(ア) 漁労所得 = 漁労収入 - 漁労支出

(イ) 漁労外事業所得 = 漁労外事業収入 - 漁労外事業支出

(ウ) 事業所得 = 漁労所得 + 漁労外事業所得

(エ) 漁労所得率 = 漁労所得 ÷ 漁労収入 × 100

(オ) 漁業固定資本装備率 = 漁業投下固定資本 ÷ 最盛期の漁業従事者数

(2) 会社経営体調査

ア 漁労売上高とは、調査期間1年間の漁獲物及び収獲物の販売収入、現物処理（漁船の乗組員等の労賃部分としての現物支給及び船内の食料消費に充てた漁獲物）の評価額である。なお、現物処理の評価は、調査地における市場卸売価格による。

イ 漁労支出とは、調査期間1年間に漁業経営に要した費用の総額であって、当年に発生した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計であり、漁労売上原価と漁労販売費及び一般管理費の合計とした。

ウ 労務費とは、漁船の乗組員に支払った賃金、航海中食料費、福利厚生費等であり、給料手当・役員報酬とは、役員報酬、事務職員給与・手当、事務職員福利厚生費等である。

エ 純資産とは、株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、その他（自己株式等））、評価・換算差額等、新株予約権の合計値である。

オ 諸利益の算出方法は、次のとおりである。

(ア) 漁労利益 = 漁労売上高 - (漁労売上原価 + 漁労販売費及び一般管理費)

(イ) 漁労外利益 = 漁労外売上高 - (漁労外売上原価 + 漁労外販売費及び一般管理費)

(ウ) 営業利益 = 漁労利益 + 漁労外利益

(エ) 経常利益 = 営業利益 + 営業外収益 - 営業外費用

(オ) 当期純利益 = 経常利益 + 特別利益 - 特別損失 - 法人税、住民税及び事業税

カ 制度受取金等は、漁業に関わるものは漁労外売上高に、漁業以外のものは営業外収益にそれぞれ含んでいる。

13 利用上の注意

(1) 統計表に使用した記号は、次のとおりである。

「0」、「0.0」： 単位に満たないもの（例：0.4千円→0千円）

「-」： 事実のないもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

「nc」： 計算不能

(2) 秘匿措置について

統計調査結果について、集計対象経営体数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

(3) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は「令和3年漁業経営統計調査報告」（農林水産省）による旨を記載してください。

- (4) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類「水産業」の「漁業経営統計調査」で御覧いただけます。
なお、公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせします。
【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyokei/#r> 】

14 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部
経営・構造統計課 林業・漁業経営統計班
電 話 (代表) 03-3502-8111 内線 3637
(直通) 03-3502-0954

- ※ 本調査に関する御意見・御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】